

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(納税申告等に係る事前教示)</p> <p>7-17 法第7条第3項の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めるることをいう。以下この項、<u>7-18-1</u>から7-19の5-2まで及び7-22において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、<u>7-18-1</u>から7-19の5-2まで及び7-22において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、<u>7-18-1</u>から<u>7-18-3</u>までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。）に関する照会があった場合には、後記<u>7-18-3</u>に従い、回答するものとし、原産地に関する照会があった場合には、後記<u>7-19-3</u>に従い、回答するものとし、関税評価に関する照会があった場合には、後記7-19の3-2に従い、回答するものとし、減免税の適用の可否に関する照会があった場合には、後記7-19の5-2に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、<u>7-18-1</u>及び<u>7-18-2</u>において「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第70条((証明又は確認))に規定する他の法令（以下この項、<u>7-18-1</u>及び<u>7-18-2</u>において「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭又は電子メールによる回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。</p> <p>(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(納税申告等に係る事前教示)</p> <p>7-17 法第7条第3項の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めるることをいう。以下この項、<u>7-18</u>から7-19の5-2まで及び7-22において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、<u>7-18</u>から7-19の5-2まで及び7-22において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、<u>7-18</u>から<u>7-19-2</u>までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。）又は原産地に関する照会があった場合には、後記<u>7-19-2</u>に従い、回答するものとし、関税評価に関する照会があった場合には、後記7-19の3-2に従い、回答するものとし、減免税の適用の可否に関する照会があった場合には、後記7-19の5-2に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、<u>7-18</u>から<u>7-19-2</u>までにおいて「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第70条((証明又は確認))に規定する他の法令（以下この項、<u>7-18</u>から<u>7-19-2</u>までにおいて「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭又は電子メールによる回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。</p> <p>(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等に係るものについては後記<u>7-18-1</u>（関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する文書回答の手続等）、<u>7-18-2</u>（関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）及び<u>7-18-3</u>（関税率表適用上の所属区分等に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）により、原産地に係るものについては後記<u>7-19-1</u>（原産地に係る事前照会に対する文書回答の手續等）、<u>7-19-2</u>（原産地に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）及び<u>7-19-3</u>（原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）により、<u>関税評価に係るものについては後記7-19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手續等）、7-19の3-1（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）及び7-19の3-2（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）により、減免税の適用の可否に係るものについては後記7-19の4（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手續等）、7-19の5-1（減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）及び7-19の5-2（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）によるものとする。</u></p> <p>（関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する文書回答の手續等）</p> <p><u>7-18-1</u> 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記<u>7-18-3</u>に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 照会者 (省略)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記(3)から⑩までの手続の対象とするものとする。</p> <p>イ (省略) ロ 照会者が下記(3)のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会</p>	<p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記<u>7-18</u>（事前照会に対する文書回答の手續等）、<u>7-19-1</u>（事前照会に対する口頭回答の手續等）及び<u>7-19-2</u>（インターネットによる事前照会に対する回答の手續等）により、<u>関税評価に係るものについては後記7-19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手續等）、7-19の3-1（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）及び7-19の3-2（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）により、減免税の適用の可否に係るものについては後記7-19の4（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手續等）、7-19の5-1（減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）及び7-19の5-2（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）によるものとする。</u></p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手續等）</p> <p><u>7-18</u> 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記<u>7-19-2</u>に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 照会者 (同左)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記(3)から⑩までの手続の対象とするものとする。</p> <p>イ (同左) ロ 照会者が下記(3)のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること</p> <p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>(イ) 照会者及びその利害関係者が、照会に係る貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。</p> <p>(イ) 照会者が次のiからxまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、銘柄及び型番並びに貨物の説明</p> <p>iii 照会に係る貨物の単価</p> <p>iv～vi (省略)</p> <p>vii 照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見</p> <p>viii～x (省略)</p> <p>(注1) 照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記iからxまでの事項を記載し</p>	<p>内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること</p> <p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>(イ) 照会者及びその利害関係者が、照会に係る貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。</p> <p>(イ) 照会者が次のiからxまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i (同左)</p> <p>ii 照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、商品の名称及び分類についての統一システム(以下「統一システム」という。)の関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る照会の場合に限る。)、銘柄及び型番並びに貨物の説明</p> <p>iii 照会に係る貨物の単価(原産地に関する照会の場合を除く。)</p> <p>iv～vi (同左)</p> <p>vii 照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見</p> <p>viii～x (同左)</p> <p>(注1) 照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記iからxまで(原産地に係る</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>た適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。</p>	<p>照会については<u>ⅲを除く。)</u>の事項を記載した適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。</p>
<p>(注2) (省略)</p>	<p>(注2) (同左)</p>
<p>(注3) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項については詳細に記載させるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p>	<p>(注3) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載せるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p>
<p>なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</p>	<p>なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(注4)及び(注5) (省略)</p>	<p>(注4)及び(注5) (同左)</p>
<p>(ロ) (省略)</p>	<p>(ロ) (同左)</p>
<p>ハ 受理時の形式審査事務</p>	<p>ハ 受理時の形式審査事務</p>
<p>照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官。以下この項、<u>7-18-2</u>、<u>7-18-3</u>及び<u>7-22</u>において「首席関税鑑査官等」という。）をいう。）と協議の上、この事務を行うものとする。</p>	<p>照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（<u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官。以下この項、7-19-1、7-19-2及び7-22において「首席関税鑑査官等」という。）を、原産地に関する照会については首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項、7-19-1、7-19-2及び7-22において「首席原産地調査官等」という。）をいう。）と協議の上、この事務を行うものとする。</u></p>
<p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p>	<p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p>
<p>(ハ) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明するとともに、下記 i から iv までに掲げる事項を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について確認するものとする。</p>	<p>(ハ) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明するとともに、下記 i から iv までに掲げる事項（原産地に関する照会である場合はivに掲げる事項を除く。）を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>i ~ iv (省略)</p> <p>二 (省略)</p> <p><u>(4) 受理後の処理</u></p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定するに当たって、下記ハの検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。) の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii (省略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書(案)を作成し、照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等の決定に必要と認められる事項等を電磁的記録として登録し、回答書(案)の登録を行うことにより総括関税鑑査官へ協議するものとする。ただし、関税率表適用上の所属区分等の決定が容易なものは税關限りで処理するものとする。</p> <p>(注1)及び(注2) (省略)</p> <p>(注3) 「関税率表適用上の所属区分等の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>定日について確認するものとする。</p> <p>i ~ iv (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p><u>(4) 受理後の処理</u></p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定するに当たって、下記ハの検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。) の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii (同左)</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書(案)を作成し、照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定に必要と認められる事項等を電磁的記録として登録し、回答書(案)の登録を行うことにより総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議するものとする。ただし、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なものは税關限りで処理するものとする。</p> <p>(注1)及び(注2) (同左)</p> <p>(注3) 「関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>①及び② (省略)</p> <p>③ 新規に輸入される貨物であって、関税率表適用上の所属区分等の決定が困難なもの</p> <p>④ 従前に回答した関税率表適用上の所属区分等について疑義が生じ、これと異なる関税率表適用上の所属区分等を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</p> <p>⑤ その他関税率表適用上の所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>(ニ) 上記(ハ)により総括関税鑑査官へ協議した回答書（案）について、総括関税鑑査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行い、システム登録された内容の変更登録を行うものとする。</p> <p>ロ 総括関税鑑査官の事務処理</p> <p>上記イにより検討部門からシステム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官は、次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 検討部門からシステム登録された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等の検討を直ちに行うものとする。</p> <p>なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</p> <p>(ロ) 及び(ハ) (省略)</p> <p>ハ 検討期間</p> <p>検討部門及び総括関税鑑査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p>	<p>①及び② (同左)</p> <p>③ 新規に輸入される貨物であって、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が困難なもの</p> <p>④ 従前に回答した関税率表適用上の所属区分等又は原産地について疑義が生じ、これと異なる関税率表適用上の所属区分等を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</p> <p>⑤ その他関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>(ニ) 上記(ハ)により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議した回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行い、システム登録された内容の変更登録を行うものとする。</p> <p>ロ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理</p> <p>上記イにより検討部門からシステム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 検討部門からシステム登録された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を直ちに行うものとする。</p> <p>なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</p> <p>(ロ) 及び(ハ) (同左)</p> <p>ハ 検討期間</p> <p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p><u>(5) 文書回答手続等</u></p> <p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」<u>(C-1000-10)</u>を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)の<i>i</i>により照会者に対して、書面により期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」<u>(C-1000-1)</u>（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</p> <p>(注) 回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号はシステムにより付与された登録番号を付するものとする。</p> <p>(ロ) 回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。</p>	<p>(注) (同左)</p> <p><u>(5) 文書回答手続等</u></p> <p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」<u>(C-1000-10)</u>を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)の<i>i</i>により照会者に対して、書面により期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」<u>(C-1000-1)</u> 又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」<u>(C-1000-3)</u>（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</p> <p>(注) 回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は次のとおりとする。</p> <p>i 関税率表適用上の所属区分等に関する照会 システムにより付与された登録番号を付するものとする。</p> <p>ii 原産地に関する照会 総括原産地調査官から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税關限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする</p> <p>(ロ) 回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、当該回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨説明するものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p><u>(6) 公開</u></p> <p>関税率表適用上の所属区分等の適用の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p><u>(7) 変更及び撤回</u></p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）及び分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 総括関税鑑査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を検討し、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p>	<p>また、<u>関税率表適用上の所属区分等</u>に関する照会である場合は、当該回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨説明するものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p><u>(6) 公開</u></p> <p>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p><u>(7) 変更及び撤回</u></p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）及び分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) 総括関税鑑査官<u>又は</u>総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）<u>又は</u>原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を検討し、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとす</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) 総括関税鑑査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注）当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期間（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から<u>3月</u>を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定期間の名称等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1) 又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注）<u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書</u>で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期間（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から<u>3月</u>を経過する日までを限度とする。）及び通關申告予定期間の名称等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ii (省略) なお、上記iにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記iiにより発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記i又はiiによるものとする。</p> <p>□ (省略)</p> <p>(8) 意見の申出 イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分又は統計品目番号（以下(8)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」<u>(C-1001)</u>（以下この項において「申出書」という。）1通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。 (注1)及び(注2) (省略) □ 申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、総括関税鑑査官及び他関の首席関税鑑査官等へ意見の申出が提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官に送付するものとする。</p> <p>ハ 総括関税鑑査官は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。</p> <p>ニ 総括関税鑑査官は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同時に、その他</p>	<p>ii (同左) なお、上記iにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記iiにより発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手續は、上記i又はiiによるものとする。</p> <p>□ (同左)</p> <p>(8) 意見の申出 イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分<u>若しくは</u>統計品目番号<u>又は原産地</u>（以下(8)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」<u>(C-1001)</u>（以下この項において「申出書」という。）1通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。 (注1)及び(注2) (同左) □ 申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、総括関税鑑査官及び他関の首席関税鑑査官等<u>又は総括原産地調査官</u>及び他関の首席原産地調査官等へ意見の申出が提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官<u>又は総括原産地調査官</u>に送付するものとする。</p> <p>ハ 総括関税鑑査官<u>又は総括原産地調査官</u>は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。</p> <p>ニ 総括関税鑑査官<u>又は総括原産地調査官</u>は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の税関の首席関税鑑査官等にも送付するものとする。	すると同時に、その他の税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等にも送付するものとする。
当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。 ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。	当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。 ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。
なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。	なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。
当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等へ、その旨連絡するものとする。	当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等へ、その旨連絡するものとする。
ヘ 検討部門及び総括関税鑑査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。	ヘ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。
ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含めないものとする。	ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含めないものとする。
<b>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</b>	<b>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</b>
輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。	輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。
イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)のロ若しくは上記(7)のイの(ロ)のiiにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(7)のイの(ロ)のi（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）により申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号を	イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)のロ若しくは上記(7)のイの(ロ)のiiにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(7)のイの(ロ)のi（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）により申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となつた貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行つた検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等を通じて行うものとする。</p> <p>□ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 輸入貨物の貨物説明と合致しない貨物説明（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明及び上記(4)のイの(ハ)の(注1)により明示された条件を含む。）に基づく回答書等（この場合における貨物説明とは、輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号を決定するための前提となる事項をいう。）</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</p> <p>i 上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等 ただし、上記(7)のイの(ロ)のiただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行つたものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの</p>	<p>びに原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となつた貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行つた検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行つた検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等を通じて行うものとする。</p> <p>□ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 輸入貨物の貨物説明と合致しない貨物説明（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明及び上記(4)のイの(ハ)の(注1)により明示された条件を含む。）に基づく回答書等（この場合における貨物説明とは、輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号又は原産地を決定するための前提となる事項をいう。）</p> <p>(ハ) 及び(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</p> <p>i 上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等 ただし、上記(7)のイの(ロ)のiただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行つたものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ)のイただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)のイただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量がなくなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii (省略)</p>	<p>(ロ)のイただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)のイただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量がなくなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii (同左)</p>
<p><u>⑩ その他</u></p> <p>イ 各税關の首席關稅鑑查官等は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括關稅鑑査官及び他關の首席關稅鑑査官等に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p><u>7-18-2</u> 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p><u>(1) 照会者</u> (省略)</p> <p><u>(2) 対象となる照会の範囲</u></p> <p>照会者が口頭により回答を希望する関税率表適用上の所属区分等に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記(3)及び(4)の手続の対象とするものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p>	<p><u>⑩ その他</u></p> <p>イ 各税關の首席關稅鑑査官等又は首席原產地調査官等は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括關稅鑑査官又は総括原產地調査官及び他關の首席關稅鑑査官等又は首席原產地調査官等に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原產地に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p><u>7-19-1</u> 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原產地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p><u>(1) 照会者</u> (同左)</p> <p><u>(2) 対象となる照会の範囲</u></p> <p>照会者が口頭により回答を希望する関税率表適用上の所属区分等又は原產地に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記(3)及び(4)の手続の対象とするものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>(イ) 照会に係る貨物について、当該照会者及びその利害関係者が当該貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(ロ) 及び(ハ) (省略)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ 関税率表適用上の所属区分等について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等を通じ、総括関税鑑査官と協議するものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(注1) (省略)</p> <p>(注2) 照会に係る貨物の説明について、関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項については詳細に聴取するものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を聴取し、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p> <p>なお、提示された条件では、該当する関税率表適用上の所属区分等が決められない等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している条件について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>ニ 回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。</p>	<p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>(イ) 照会に係る貨物について、当該照会者及びその利害関係者が当該貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等<u>又は原産地</u>に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(ロ) 及び(ハ) (同左)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ 関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等<u>又は原産地</u>について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(注1) (同左)</p> <p>(注2) 照会に係る貨物の説明について、関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項<u>又は原産地</u>を認定するため必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に聴取するものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を聴取し、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p> <p>なお、提示された条件では、該当する関税率表適用上の所属区分等又は原産地が決められない等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している条件について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(イ) 口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合には、前記 <u>7-18-1</u> の手続により、文書による回答を求める必要がある旨 (ロ) 回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税關限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨  (ハ) 及び(ニ) (省略) ホ (省略)	(イ) 口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合には、前記 <u>7-18</u> の手続により、文書による回答を求める必要がある旨。 (ロ) <u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会である場合には、</u> 回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税關限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨 (ハ) 及び(ニ) (同左) ホ (同左)
<u>(4) その他</u>  イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」 <u>(C-1000-4)</u> （関税率表適用上の所属区分等の場合）にとどめるものとする。  ロ (省略)  (関税率表適用上の所属区分等に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)	<u>(4) その他</u>  イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」 <u>(C-1000-4)</u> （関税率表適用上の所属区分等の場合）又は「 <u>口頭照会に対する回答記録票（原産地用）</u> 」 <u>(C-1000-5)</u> （原産地の場合）にとどめるものとする。 ロ (同左)  (関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)
<u>7-18-3 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等</u> については、次による。 (1) (省略) (2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等に関する照会で、前記 <u>7-18-1</u> の(2)のイからハまでの要件の全てを満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。 (3) 受付 イ 照会の受付窓口 照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税關の首席関税鑑査官等において受け付け、それ以外の場合には、当該	<u>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等</u> については、次による。 (1) (同左) (2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、前記 <u>7-19-1</u> の(2)のイからハまでの要件の全てを満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。 (3) 受付 イ 照会の受付窓口 照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税關の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付け、そ

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>照会者の所在地を所轄する税関の首席関税鑑査官等において受け付けるものとする。</p> <p>□ 照会の方法 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略) ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」<u>(C-1000-13)</u>（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) (省略)</p> <p>(注2) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等の事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記<u>7-18-1</u>の(6)のイからヘまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) (省略)</p> <p>(4) 照会に対する回答等 インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うこ</p>	<p>れ以外の場合には、当該照会者の所在地を所轄する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付けるものとする。</p> <p>□ 照会の方法 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原产地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左) ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」<u>(C-1000-13)</u>又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原产地照会用）」<u>(C-1000-16)</u>（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) (同左)</p> <p>(注2) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等の事項又は原产地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記<u>7-18</u>の(6)のイからヘまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) (同左)</p> <p>(4) 照会に対する回答等 インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うこ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、原則として、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信することにより行う。なお、関税率表適用上の所属区分等を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適當でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適當と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7-18-2の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、前記<u>7-18-2</u>の(3)のニの(イ)から(ハ)までの注意事項を必ず連絡するものとする。</p> <p>上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記(5)による。</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記<u>7-18-1</u>の(4)から(10)までの規定による。なお、前記<u>7-18-1</u>の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税關」とあるのは「受付税關」と、前記<u>7-18-1</u>の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記<u>7-18-1</u>の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読</p>	<p>とを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、原則として、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信することにより行う。なお、関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適當でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適當と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7-19-1の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、<u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7-19-1</u>の(3)のニの(イ)から(ハ)までの、原産地に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)及び(ハ)の注意事項を必ず連絡するものとする。</p> <p>上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記(5)による。</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記<u>7-18</u>の(4)から(10)までの規定による。なお、前記<u>7-18</u>の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税關」とあるのは「受付税關」と、前記<u>7-18</u>の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記<u>7-18</u>の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとす</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>み替えるものとする。</p> <p>回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税關以外の税關が管轄する税關官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前照会回答書兼用）」<u>(C-1000-15)</u>を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) その他の具体的な手続等については、前記<u>7-18-2</u>の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、回答を行う際には、前記<u>7-18-2</u>の(3)のニの(イ)から(ハ)までの注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</p> <p><u>(原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</u></p> <p><u>7-19-1 文書による回答を求められた場合における原産地に関する照会及び回答の手続等</u>については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記<u>7-19-3</u>に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p>	<p>る。</p> <p>回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税關官署（受付税關以外の税關が管轄する税關官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前照会回答書兼用）」<u>(C-1000-15)</u>又は「<u>インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（原産地回答用）</u>」<u>(C-1000-18)</u>を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) その他の具体的な手続等については、前記<u>7-19-1</u>の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、回答を行う際には、<u>関税率表適用上の所属区分等</u>に関する照会については前記<u>7-19-1</u>の(3)のニの(イ)から(ハ)までの、<u>原産地に関する照会</u>については前記<u>7-19-1</u>の(3)のニの(イ)及び(ハ)の注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</p> <p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 照会者  <u>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人に行わせるものとする。</u></p> <p>(2) 対象となる照会の範囲  <u>原産地に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記(3)から⑩までの手続の対象とするものとする。</u></p> <p>イ 架空の貨物に係る照会ではなく、具体的な貨物に係る照会であること</p> <p>ロ 照会者が下記(3)のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること</p> <p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>(イ) 照会者及びその利害関係者が、照会に係る貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(ロ) (イ)のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ 照会文書の受付窓口  <u>照会は、原則として、税関の本関において受け付けるものとする。ただし、照会者が遠隔の地にある者等の場合には、署所で受け付けて差し支えない。</u></p> <p>ロ 提出書類等  <u>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。</u></p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-2）（以下この項において「照会書」という。）</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>i 照会内容</p> <p>ii 照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）の関税分類番号、銘柄及び型番並びに貨物の説明</p> <p>iii 照会に係る貨物の輸入申告予定官署</p> <p>iv 照会に係る貨物の輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無</p> <p>v 照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無</p> <p>vi 照会に係る貨物の原産地に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見</p> <p>vii 下記(ロ)の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否</p> <p>viii 照会内容及び回答内容について、非公開期間の要否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間（180日を超えない期間とする。）</p> <p>ix 照会者が上記(1)に該当すること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認</p> <p>(注 1) 照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記 i から ix までの事項を記載した適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。</p> <p>(注 2) 一の照会書につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。</p> <p>(注 3) 原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載させるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。 なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>(注 4) 照会者が貨物の概要及び回答内容が下記(6)のイからヘまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>間) を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注 5) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付させるものとする。</p> <p>(ロ) 見本又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料</p> <p>(注 1) 参考資料の要求は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>(注 2) 参考資料の返却の要否について照会書に記載されていることを確認するものとする。なお、返却する場合には輸入申告された貨物との同一性確認の観点から、当該返却する資料について複写、写真等により記録にとどめるものとする。</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務</p> <p>照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項、7-19-2、7-19-3 及び 7-22において「首席原産地調査官等」という。）をいう。）と協議の上、この事務を行うものとする。</p> <p>(イ) 照会応答担当者は、受理に際し、照会書の記載事項及び参考資料に不備がないことを確認する。</p> <p>(ロ) 照会応答担当者は、照会書の記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。</p> <p>なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合は、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載し照会書を返付することにより行うこととする。</p> <p>(ハ) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明するとともに、下記 i から iii までに掲げる事項を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入予定日について確認するものとする。</p> <p>i 事前教示回答内容は、税關としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない旨</p> <p>ii 架空の貨物に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨</p> <p>iii 照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならぬ旨</p> <p>(注) 照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合には、下記(8)により処理することとなる。</p> <p>二 提出書類の検討部門への送付</p> <p>署所の照会応答担当者は、提出された上記口の(i)及び(r)の書類を検討部門へ直ちに送付するものとする。</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(i) 提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の原産地の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、照会事項である原産地を決定するに当たって、下記ハの検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>(r) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002)（以下この項において「補足説明書」という。）の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(八) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書（案）を作成し、照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等を電磁的記録として登録し、回答書（案）の登録を行うことにより総括原産地調査官へ協議するものとする。ただし、原産地の決定が容易なものでは税関限りで処理するものとする。</p> <p>(注1) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適當かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を回答書（案）に明示するものとする。</p> <p>(注2) 「原産地の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受理税関又は受理税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物</li> <li>② 照会者が税関と異なる意見を有し、慎重に検討する必要があると認められる貨物</li> <li>③ 新規に輸入される貨物であって、原産地の決定が困難なもの</li> <li>④ 従前に回答した原産地について疑義が生じ、これと異なる原産地を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</li> <li>⑤ その他原産地について慎重に検討する必要があると認められる貨物</li> </ul> <p>(二) 上記(八)により総括原産地調査官へ協議した回答書（案）につい</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行い、システム登録された内容の変更登録を行うものとする。</p> <p>口 総括原産地調査官の事務処理      上記イにより検討部門からシステム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 検討部門からシステム登録された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の原産地の検討を直ちに行うものとする。      なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。      回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。      回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、更に修正を必要とする場合は、再度検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。</p> <p>(ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>△ 検討期間      検討部門及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。      ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>求めてから回答があるまでの期間</u></p> <p>(ロ) <u>守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会してから回答があるまでの期間その他技術的事項の検証のために必要な期間</u></p> <p>(注) <u>30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(1)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</u></p> <p>(5) <u>文書回答手続等</u>  <u>照会に対する文書回答手続等は、次による。</u></p> <p>イ <u>文書回答の対象とならない場合</u>  <u>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」（C-1000-10）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)のイにより照会者に対して、書面により期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</u></p> <p>ロ <u>文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</u>  <u>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</u>  <p>(注) <u>回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は総括原産地調査官から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税關限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする</u></p> <p>(ロ) <u>回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。</u></p> </p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6) <u>公開</u></p> <p>原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>イ 照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>ロ 照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>ハ 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>ニ 照会対象となった貨物がまだ計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>ホ 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</p> <p>△ その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p>	
<p>(7) <u>変更及び撤回</u></p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）及び分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 総括原産地調査官は、以前に行った原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を検討し、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から 3 ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定期官署の名称等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</u>	
<p><u>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな原産地その他必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</u></p>	
<p><u>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</u></p>	
<p><u>ロ 法令又は通達の改正により、改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）が影響を受ける場合は、上記イ(i)及びロの i ((ロ)の i ただし書を除く。) の手続に準じて処理する。</u></p>	
<p><u>(8) 意見の申出</u></p>	
<p><u>イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における原産地（以下(8)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」（C-1001）（以下この項において「申出書」という。）1 通を、当該回答等を行った税関に提出することにより行わせる。</u></p>	
<p><u>(注 1) 申出書を使用しないことについてやむを得ない理由があると</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認められる場合には、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号、意見の申出を行う再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した適宜の様式による文書を提出させることにより申出を行わせることとし、適宜の様式による回答に係る文書により回答するものとする。この場合にあっては、当該回答に係る文書には、原則として、当該適宜の様式による申出に係る文書に記載された必要事項を転記するほか、申出書の注意事項を適宜付記しておくものとする。</p> <p>(注 2) 申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。上記(注 1)により適宜の様式による申出に係る文書を提出させる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>ロ 申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、総括原産地調査官及び他関の首席原産地調査官等へ意見の申出が提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括原産地調査官に送付するものとする。</p> <p>ハ 総括原産地調査官は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。</p> <p>二 総括原産地調査官は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同時に、その他の税関の首席原産地調査官等にも送付するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席原産地調査官等へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>△ 検討部門及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含めないものとする。</p>	
(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い	
輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。	
<p>イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)のロ若しくは上記(7)のイの(ロ)のiiにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(7)のイの(ロ)のi（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）により申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となつた貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行つた検討部門が他関である場合には、当該</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>協議は自關の首席原產地調査官等を通じて行うものとする。</p> <p>口 次のいずれかに該当する回答書等に記載された原產地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) <u>その発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から 3 年を経過した回答書等</u></p> <p>(ロ) <u>輸入貨物の貨物説明と合致しない貨物説明（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明及び上記(4)のイの(ハ)の(注 1)により明示された条件を含む。）に基づく回答書等（この場合における貨物説明とは、輸入貨物の適正な原產地を決定するための前提となる事項をいう。）</u></p> <p>(ハ) <u>法令又は通達の改正により、参考とならなくなつた回答書等</u></p> <p>(ニ) <u>法令又は通達の適用を誤った回答書等</u></p> <p>(ホ) <u>上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</u></p> <p>i <u>上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</u></p> <p>ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行つたものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定期量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された原產地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定期量の残量がなくなった場合に</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記 i のただし書に準じて取り扱うものとする。）</p>	
<p>(10) その他</p> <p>イ 各税関の首席原産地調査官等は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括原産地調査官及び他関の首席原産地調査官等に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ 交付済又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するものとする。</p>	
<p>(原産地に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p>7-19-2 口頭による回答を求められた場合における原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1) 照会者</p> <p>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人に行われるものとする。</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲</p> <p>照会者が口頭により回答を希望する原産地に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記(3)及び(4)の手続の対象とするものとする。</p> <p>イ 架空の貨物に係る照会ではなく、具体的な貨物に係る照会であること</p> <p>ロ 照会者が、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提示が行われること</p> <p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>(イ) 照会に係る貨物について、当該照会者及びその利害関係者が当</p>	(新設)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行わせることが相当と判断されるもの</p> <p>(ハ) (イ)及び(ロ)のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ 原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席原産地調査官等を通じ、総括原産地調査官と協議するものとする。</p> <p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物の説明及び照会者の意見</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期及び輸入申告予定期官署</p> <p>(ニ) その他参考となる資料の有無</p> <p>(注1) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適當かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を伝えるものとする。</p> <p>(注2) 照会に係る貨物の説明について、原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に聴取するものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を聴取し、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p> <p>なお、提示された条件では、該当する原産地が決められない等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している条件について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>ロ 輸入申告に際して行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る後記67-3-4（輸入申告書の添付書類）の添付書類を提示することにより行わせ、また、必要に応じて後記67-3-9（事前検査）により貨物確認を行った上、回答を行うものとする。</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ <u>原則として、本関において回答を行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、回答を求められた署所が回答することとして差し支えない。</u></p> <p>ニ <u>回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合には、前記 7-19-1 の手続により、文書による回答を求める必要がある旨</u></p> <p>(ロ) <u>照会に対する口頭回答は、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできない旨</u></p> <p>(ハ) <u>架空の貨物に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨</u></p> <p>ホ <u>口頭により回答を行った場合において、当該回答を変更し、又は撤回する必要があると認められるときは、照会者に対し、口頭によりその旨連絡するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>その他</u></p> <p>イ <u>回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（原産地用）」（C-1000-5）にとどめるものとする。</u></p> <p>ロ <u>照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。</u></p> <p><u>(原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</u></p> <p><u>7-19-3 インターネットによる原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</u></p> <p>(1) <u>照会者</u></p> <p><u>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行う</u></p>	<p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>(2) <u>対象となる照会の範囲</u>  <u>原産地に関する照会で、前記 7-19-2 の(2)のイからハまでの要件の全てを満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。</u></p> <p>(3) <u>受付</u></p> <p>イ <u>照会の受付窓口</u>  <u>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関の首席原産地調査官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を所轄する税関の首席原産地調査官等において受け付けるものとする。</u></p> <p>ロ <u>照会の方法</u>  <u>インターネットによる原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</u></p> <p>(ロ) <u>照会に係る貨物の説明及び照会者の意見</u></p> <p>(ハ) <u>照会に係る貨物の輸入予定期限及び輸入申告予定官署</u></p> <p>(ニ) <u>その他参考となる資料の有無</u>  <u>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</u></p> <p>(注 1) <u>一の照会につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。</u></p> <p>(注 2) <u>原産地を認定するために必要があると認められる関係する国</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注 3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記 7-19-1 の(6)のイからヘまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注 4) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) 照会に対する回答等</p> <p>インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、原則として、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信することにより行う。なお、原産地を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適当でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適當と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記 7-19-2 の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、前記 7-19-2 の(3)のニの(i)及び(h)の注意事項を必ず連絡するものとする。</p> <p>上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記(5)による。</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ 切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、首席原産地調査官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記 7-19-1 の(4)から(10)までの規定による。なお、前記 7-19-1 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記 7-19-1 の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7-19-1 の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。</p> <p>回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-18）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) その他の具体的な手続等については、前記7-19-2の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、回答を行う際には、前記7-19-2の(3)の二の(イ)及び(ロ)の注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</p> <p>(関税率表及び原産地の統一的適用)</p> <p>7-22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取り扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 事前教示に係る関税率表及び原産地の統一的適用 事前教示に係る関税率表及び原産地の統一的適用については、前記7-18-1から7-19-3までによる。</p>	
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場
<p>(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)</p> <p>40-1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 同条第2項にいう「見本の展示」とは、注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供することをいい、通常は貨物の置かれている指定保税地域において閲覧に供されるものとするが、その指定保税地域に近接する他の指定保税地域又は保税蔵置場等に置かれている貨物の一部をその指定保税地域に持ち込んで閲覧に供する場合もこれに含むものとする。 なお、展示の方法としては、指定保税地域内に適宜の見本展示場を設けてすることも妨げない。</p> <p>(6) 同条第2項にいう「簡単な加工」とは、単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のものをいい、次の加工を含む。</p> <p>イ～ハ (省略)</p>	<p>(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)</p> <p>40-1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 同条第2項《許可を受けてできる行為》にいう「見本の展示」とは、注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供することをいい、通常は貨物の置かれている指定保税地域において閲覧に供されるものとするが、その指定保税地域に近接する他の指定保税地域又は保税蔵置場等に置かれている貨物の一部をその指定保税地域に持ち込んで閲覧に供する場合もこれに含むものとする。 なお、展示の方法としては、指定保税地域内に適宜の見本展示場を設けてすることも妨げない。</p> <p>(6) 同条第2項にいう「簡単な加工」とは、単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のものをいい、次の加工を含む。</p> <p>イ～ハ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>三 閲覧に供される美術品等の加工であって、当該美術品等の性質及び数量の変更を伴わないもの</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(改築移転その他の工事の取扱い)</p> <p>44-3 法第44条第1項に規定する改築、移転その他の工事は、以下に該当するものとする。ただし、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なもの（例えば、塗装、ライン引き、屋根及び壁面等の補修、設備の維持管理のための保守点検、機器の交換、衝立、間仕切り及び装飾品等の設置等。）であり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がない場合は、この限りではない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(改築移転その他の工事の取扱い)</p> <p>44-3 法第44条第1項に規定する改築、移転その他の工事は、以下に該当するものとする。ただし、<u>その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであって、</u>その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なもの（例えば、塗装、ライン引き、屋根及び壁面等の補修、設備の維持管理のための保守点検、機器の交換等。）であり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がない場合は、この限りではない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(同左)</p>
第6章 通関	第6章 通関
第3節 一般輸入通関	第3節 一般輸入通關
<p>(輸入許可前引取りの承認の基準)</p> <p>73-3-2 輸入許可前引取りの承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取りの承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1) 税關側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 分析、検定をする等の理由により<u>関税率表適用上の所属区分、課税標準等</u>の審査に日時を要する場合</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(2) 申告者側において、特に引取りを急ぐ理由があると認められる次のような場合</p>	<p>(輸入許可前引取りの承認の基準)</p> <p>73-3-2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 分析、検定をする等の理由により<u>関税率表の分類</u>の審査に日時を要する場合</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 輸入貨物である原料の在庫がなく、工場の操業等に支障を<u>來す</u>場合</p> <p>ヘ 設計その他都合により工場管理面に支障を<u>來す</u>場合</p> <p>ト (省略)</p> <p>(3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>分析、検定、精錬をする等の理由により関税率表適用上の所属区分、課税標準等の決定に日時を要する場合</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>三 (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(4) その他次のような場合</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ その他税関長が<u>輸入許可前引取り</u>を承認すべきやむを得ない理由があると認める場合</p> <p>(輸入許可前引取りの承認に係る担保額)</p> <p>73-3-3 輸入許可前引取りの承認に際しては、申告者がその承認を受けようとする事由を確認し、輸入（納税）申告及び当該事由（その事由が二以上ある場合には、その全ての事由）に基づき必要となる担保額を算出して設定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申告税額が正当と認められる税額と異なる場合には、当該正当と認められる税額に相当する額とする。</p> <p>なお、正当と認められる税額の決定に必要があるときは、税関長は、法第68条の規定に基づき、申告者に必要な書類の提出を求めるものとする。</p> <p>この場合において、次のイ又はロに掲げるときは、それぞれイ又はロに定める額を担保額とする。</p> <p>イ 貨物を国内に引き取った後、輸入者（又はその依頼を受けた者等）が、分析、検定、精錬等を行って関税率表適用上の所属区分、課税標準等を決定するために輸入許可前引取りの承認を受けようとす</p>	<p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 輸入貨物である原料の在庫がなく、工場の操業等に支障を<u>きたす</u>場合</p> <p>ヘ 設計その他都合により工場管理面に支障を<u>きたす</u>場合</p> <p>ト (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>三 (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ その他税関長が<u>許可前引取</u>を承認すべきやむを得ない理由があると認める場合</p> <p>(輸入許可前引取りの承認に係る担保額)</p> <p>73-3-3 輸入許可前引取りの承認に係る担保額については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る場合において、輸入（納税）申告書又は法第68条に規定する契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類の真実性及び正確性に疑義があり、その申告により納付すべき税額が過少であるおそれがあると認められるとき 正当と認められる関税率表適用上の所属区分、課税標準等に基づき算出した税額に相当する額</p> <p>口 E P A 税率の適用のために必要とされる締約国原産地証明書又は特恵税率の適用のために必要とされる原産地証明書の提出が遅れるため輸入許可前引取りの承認を受けようとする場合において、輸入（納税）申告に係る原産性に疑義があり、その申告について E P A 税率又は特恵税率が適用できないおそれがあると認められるとき 実行税率（暫定法第 7 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する実行税率をいう。）を適用して算出した税額に相当する額</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の場合には、原則として申告税額の 110% に相当する額とする。ただし、正当と認められる税額が決定できない場合であっても、課されるべき税額が明らかに申告税額の 110% を超える蓋然性があると認められるときは、合理的な方法により算出した税額に相当する額（申告税額の 110% を超える額）を担保額として差し支えない。</p> <p>（輸入許可前引取りにおける分析等の結果により関税率表適用上の所属区分等が決定する貨物の審査）</p> <p>73-3-5 輸入許可前引取りにおいて、分析、検定、精鍊等（以下この項において「分析等」という。）の結果により関税率表適用上の所属区分、課税標準等が決定する貨物の審査については、次による。</p> <p>(1) 通関審査担当部門は、前記73-3-3(2)イに掲げるときのほか、輸入（納税）申告書又は法第68条に規定する契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類のうち分析等の技術に関する事項（分析等の結果を含む。以下同じ。）について疑義があるときは、その真実性及び正確性について分析部門に協議する。ただし、特段の支障がない場合は、これを省略することができる。</p> <p>(2) 分析等の技術に関する事項に疑義がある場合、通関審査担当部門の職員は、必要に応じて、輸入者又は通関業者を介し、分析等を行った分析所、検定機関、精鍊工場等に対し質問を行う。</p>	
	(新設)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 前記73-3-3(2)イに掲げるときには、法第68条の規定に基づき、  <u>貨物の性状、成分等を明らかにする書類であって、当該貨物の関税率</u>  <u>表適用上の所属区分、課税標準等を決定するために必要と認められる</u>  <u>もの（その真実性及び正確性に疑義があるものを除く。）の提出を求</u>  <u>めることその他の方法により、関税率表適用上の所属区分、課税標準</u>  <u>等の決定を行うものとする。</u></p>	